

胎内市財務規則（平成17年規則第48号）新旧対照表

新				旧				備考
別記1（略） 別表（第24条、第34条、第37条、第50条関係）				別記1（略） 別表（第24条、第34条、第37条、第50条関係）				改める
項目	適用条文	算式等	摘要	項目	適用条文	算式等	摘要	
請負代金額 を変更する 場合	第24条第1 2項	第1回目の変更の場合 (変更工事価格×元請 負代金額÷元設計額) × <u>1.10</u> =変更後の請負 代金額 2 第2回目(以降)の変更 の場合 (2回目(以降)変更工事 価格×元請負代金額÷ 元設計額)× <u>1.10</u> =2回 目(以降)変更後の請負 代金額	左の算式中、括 弧内の計算の 結果、1,000円 未満の端数を 生じたときは、 特別の事情が ある場合を除 き、これを切り 捨てる。	請負代金額 を変更する 場合	第24条第1 2項	第1回目の変更の場合 (変更工事価格×元請 負代金額÷元設計額) × <u>1.08</u> =変更後の請負 代金額 2 第2回目(以降)の変更 の場合 (2回目(以降)変更工事 価格×元請負代金額÷ 元設計額)× <u>1.08</u> =2回 目(以降)変更後の請負 代金額	左の算式中、括 弧内の計算の 結果、1,000円 未満の端数を 生じたときは、 特別の事情が ある場合を除 き、これを切り 捨てる。	
前金払をす る場合	第34条第1 1項	前払金は、10万円を単 位とし、10万円未満の 金額は切り捨てる。		前金払をす る場合	第34条第1 1項	前払金は、10万円を単 位とし、10万円未満の 金額は切り捨てる。		

		<p>2 継続工事の前払金は、当該年度支払額500万円以上の場合にあっては、当該年度支払額の10分の4以内とする。</p>	<p>左記2について</p> <p>(1) 当該年度支払額が増額された場合には、第34条第5項中「請負代金額」とあるのは、「当該年度支払額」と読み替えて同項の規定を準用する。</p> <p>(2) 当該年度支払額が減額された場合において発</p>			<p>2 継続工事の前払金は、当該年度支払額500万円以上の場合にあっては、当該年度支払額の10分の4以内とする。</p>	<p>左記2について</p> <p>(1) 当該年度支払額が増額された場合には、第34条第3項中「請負代金額」とあるのは、「当該年度支払額」と読み替えて同項の規定を準用する。</p> <p>(2) 当該年度支払額が減額された場合において甲</p>	改める
--	--	---	---	--	--	---	---	-----

			<p>注者が必要と認めるときは、第34条第6項中「請負代金額」とあるのは「当該年度支払額」と、同条第7項中「前項の」とあるのは「別表において準用する前項の」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「別表において</p>
--	--	--	---

			<p>が必要と認めるときは、第34条第4項中「請負代金額」とあるのは「当該年度支払額」と、同条第5項中「前項の」とあるのは「別表において準用する前項の」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「別表において</p>
--	--	--	---

			<p>準用する 第6項」と 読み替え て、これら の規定を 準用する。</p>
	第34条第1 2項	<p>1 中間前払金は、10万円 を単位とし、10万円未 満の金額は切り捨て る。</p> <p>2 継続工事の中間前払 金は、当該年度支払額 500万円以上の場合に あつては、当該年度支 払額の10分の2以内と する。</p>	
部分払をす る場合	第37条第1 1項	<p>1 部分払をする回数 (1) 請負代金額が1,000 万円までの工事 2 回以内</p> <p>(2) 請負代金額が1,000</p>	<p>1 左記1及び2 は、継続工事 の場合にお いては、各年 度ごとのも</p>

			<p>準用する 第4項」と 読み替え て、これら の規定を 準用する。</p>
	第34条第1 2項	<p>1 中間前払金は、10万円 を単位とし、10万円未 満の金額は切り捨て る。</p> <p>2 継続工事の中間前払 金は、当該年度支払額 500万円以上の場合に あつては、当該年度支 払額の10分の2以内と する。</p>	
部分払をす る場合	第37条第1 1項	<p>1 部分払をする回数 (1) 請負代金額が1,000 万円までの工事 2 回以内</p> <p>(2) 請負代金額が1,000</p>	<p>1 左記1及び2 は、継続工事 の場合にお いては、各年 度ごとのも</p>

		<p>万円を超え1億円までの工事 3回以内</p> <p>(3) 請負代金額が1億円を超える工事 4回以内</p> <p>(4) 設計変更により請負代金額が10分の4以上増額された場合又は工期が3分の1以上延長された場合は、回数を増すことができる。</p> <p>(5) 前金払をした場合は、上記の回数を1回、中間前払をした場合には2回減ずるものとする。</p> <p>2 部分払をする最低金額</p> <p>(1) 第1回の部分払金は、工事出来形が10</p>	<p>のとし、「請負代金額」とあるのは「当該年度支払額」、「工事出来形」とあるのは「当該年度工事出来形」と読み替えるものとする。</p> <p>継続工事＝(当該年度工事出来形金額×工事出来形－前年度以前支払額)／当該年度支払額</p>
--	--	---	---

		<p>万円を超え1億円までの工事 3回以内</p> <p>(3) 請負代金額が1億円を超える工事 4回以内</p> <p>(4) 設計変更により請負代金額が10分の4以上増額された場合又は工期が3分の1以上延長された場合は、回数を増すことができる。</p> <p>(5) 前金払をした場合は、上記の回数を1回、中間前払をした場合には2回減ずるものとする。</p> <p>2 部分払をする最低金額</p> <p>(1) 第1回の部分払金は、工事出来形が10</p>	<p>のとし、「請負代金額」とあるのは「当該年度支払額」、「工事出来形」とあるのは「当該年度工事出来形」と読み替えるものとする。</p> <p>継続工事＝(当該年度工事出来形金額×工事出来形－前年度以前支払額)／当該年度支払額</p>
--	--	---	---

		分の4の場合における請求可能額 (2) 第2回以降の部分払金は、請負代金額の10分の1の金額	
	3	部分払金の算出方法 部分払金＝請負代金額×工事出来形×0.9－前払金控除額－既支払額(1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。) (1) 工事出来形 工事出来形＝出来形査定設計額／設計額(小数点以下2位未満は、切り捨てる。) (2) 前払金控除額 ア イ以外の場合	2 左記3(2)について (1) <u>発注者</u> が必要と認める場合は、ア・イの算式にかかわらず前払金及び中間前払金の合計額までの

		分の4の場合における請求可能額 (2) 第2回以降の部分払金は、請負代金額の10分の1の金額	
	3	部分払金の算出方法 部分払金＝請負代金額×工事出来形×0.9－前払金控除額－既支払額(1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。) (1) 工事出来形 工事出来形＝出来形査定設計額／設計額(小数点以下2位未満は、切り捨てる。) (2) 前払金控除額 ア イ以外の場合	2 左記3(2)について (1) <u>甲</u> が必要と認める場合は、ア・イの算式にかかわらず前払金及び中間前払金の合計額までの

改める

		<p>前払金控除額＝ (前払金＋中間 前払金)×工事 出来形</p> <p>イ 継続工事の場合</p>	<p>額とす ること ができ る。</p> <p>(2)イの算 式によ って得 た額が 当該年 度前払 金及び 中間前 払金の 合計額 を超え た場合 は当該 年度前 払金及 び中間 前払金</p>			<p>前払金控除額＝ (前払金＋中間 前払金)×工事 出来形</p> <p>イ 継続工事の場合</p>	<p>額とす ること ができ る。</p> <p>(2)イの算 式によ って得 た額が 当該年 度前払 金及び 中間前 払金の 合計額 を超え た場合 は当該 年度前 払金及 び中間 前払金</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--	--

			の合計額とする。
		前払金控除額＝ (当該年度前払金額＋当該年度中間前払金)× (請負代金額× 工事出来形－前 年度以前支払 額)／設計額(1 円未満の端数 は、切り捨て る。)	
		(3)既支払額 継続工事の場合 は、前年度以前に支 払った前払金及び中 間前払金を含む。	
契約を解除 する場合	第50条第 3項	(出来形査定設計額×請 負代金額)／設計額＝請	

			の合計額とする。
		前払金控除額＝ (当該年度前払 金額＋当該年度 中間前払金)× (請負代金額× 工事出来形－前 年度以前支払 額)／設計額(1 円未満の端数 は、切り捨て る。)	
		(3)既支払額 継続工事の場合 は、前年度以前に支 払った前払金及び中 間前払金を含む。	
契約を解除 する場合	第50条第 3項	(出来形査定設計額×請 負代金額)／設計額＝請	

		負代金額相当額				負代金額相当額		
2	(略)			2	(略)			

注 (略)